

兵庫県の最低賃金が 32 円引上げ！ 10 月 1 日から 960 円（時間給）に！

令和 4 年 10 月 1 日(土)から兵庫県の最低賃金が以下の通り改定されます。最低賃金は年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

時間額 928 円 ⇒ 時間額 960 円 (32 円 UP)

※最低賃金引上げに伴う助成制度「業務改善助成金」もありますので、申請をお考えの事業所は商工会にご相談ください。

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資（機械設備、POS システム等の導入）などを行って、事業所内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、設備投資などの費用の一部が助成される制度。

業務改善助成金



(担当：宮内・松本)

創業・特産品開発・販路開拓に！ 多可町の補助金制度が利用できます！

① 創業・起業支援補助金

多可町内で新たに起業する人または UI ターンで創業する人の費用の一部を補助する制度。

対象者	町内で創業・起業する人
補助対象	事務所等の増改築費、設備及び備品の購入費、広告宣伝費、試作費 等
補助額	対象経費の 2/3 以内 上限 20 万円

② 特産品開発支援補助金

多可町の地域資源を活用して新しい特産品を開発するための費用の一部を補助する制度。

対象者	地域資源を用いた新商品の開発を行う町内事業者
補助対象	原料費、機械装置費、デザイン費、広報費 等
補助額	対象経費の 2/3 以内 上限 10 万円

③ 中小企業販路開拓支援補助金

展示会・見本市に出展する中小企業者に対して費用の一部を補助する制度。

対象者	見本市等に出展する中小事業者
補助対象	出展料、借上料、印刷製本費、広告宣伝費、運搬費、旅費
補助額	対象経費の 2/3 以内 上限 20 万円

※いずれも予算額に達した時点で終了となります。

※補助金の申請には商工会の推薦が必要ですので、事前にご相談ください。(担当：経営指導員)

多可町から海外に自社商品を販売しよう！！ ～海外展開ミニセミナー開催（2 回目）のご案内～

7 月 22 日(金)に第 1 回目の「海外展開ミニセミナー」を開催したところ、大変好評でしたので第 2 回目を開催いたします。

外国人のお客様は日本の商品に対する興味が高いですが、いざ海外に向けてインターネット販売をするとなると言語対応、配送方法、決済方法などの課題がたくさんあります。

本セミナーでは、海外で商品を販売することの基礎知識、メリットやデメリットを学んだ上で、運用予定の海外向けオンラインショッピングモール「ZENPLUS」について講師から解説頂きます。

【日時】令和 4 年 10 月 7 日(金)14:00～15:30

【講師】ゼンマーケット株式会社

国内営業担当 向吉里樹氏

【定員】8 人（受講無料）

【申込】商工会にお電話にてご連絡ください。(担当：宮内)

「一時支援金」をかたる 不審なメールにご注意ください！

「一時支援金の入金を反映しました」という内容の不審なメールに関する報告が町内の事業所からありました。

現在受付中の兵庫県と多可町の「一時支援金」のいずれの事務局からも、このようなメールを送付することはありません。

不正に個人情報等を搾取されるなどの恐れがありますので、このようなメールが届いた場合はメール本文中のアドレス（URL）のクリックは行わずに削除していただくようお願いいたします。

不審な点や気になること等がありましたら、商工会へご相談ください。(担当：全職員)

そうだ、専門家に聞いてみよう！ 1 回 2 時間“無料”の経営相談窓口

「売上アップのポイントは？」「もっと業務効率を高めたい！」「手元にお金が残らない…」など、日々の経営のお悩みや不安はありませんか？

商工会では経営の専門家である中小企業診断士による無料の経営相談窓口を開設して、経営に関する様々なご相談に対応しています。

予約制ですので、ご利用したい方は商工会までお気軽にお問合せください。

【相談日】<9 月> 22 日(木)、30 日(金)

<10 月> 4 日(火)、6 日(木)、11 日(火)

【時間】13 時～17 時（1 回 2 時間）

(担当：全職員)

たかテレビ放送予定（9 月）

【町を創る礎達】足立醸造(株)

【放送日時】9 月 20 日(火)17 時～9 月 22 日(木)17 時まで

「多可町商工会新会館」建設のご協力金 ～税法上の取扱いについて（前回続き）～

前回のみみよりinformationでお知らせしました会館建設に係る「協力金」につきまして、拠出頂ける場合に「繰延資産」としての税務処理が考えられることはお知らせしたとおりです。

（法人税法施行令第14条第1項第6号イ）

（所得税法施行令第7条第1項第3項イ）

また拠出金額による処理方法は、税法の解釈から下記対応が考えられますのでご案内致します。

<拠出頂く「ご協力金」が20万円未満の場合>

法人	支出した日に属する事業年度の損金の額に算入します。（法人税法施行令第134条）
個人	支出した年分の必要経費に算入します。（所得税法施行令第139条の2）

（※10年均等償却も可）

<拠出頂く「ご協力金」が20万円以上の場合>

法人	支出した日の属する事業年度において繰延資産に計上し、 <u>10年での均等償却が可能</u> です。（法人税基本通達8-2-3、8-2-4）
個人	支出した日の属する年において繰延資産に計上し、 <u>10年での均等償却が可能</u> です。（所得税基本通達50-3、50-4）

また上記償却年数に関しまして、本会と類似のケースが国税庁HPにて掲載されています。

（左のQRコードをご確認ください）

ご不明な点に関しましては、事務局迄お問い合わせください。

尚、実際の税務処理に関しましては税理士等、専門家にご相談のほどご対応をお願い致します。（担当：松田・西尾）



老後の備えに国民年金基金を検討しませんか！ 税制のメリットを活かしながらゆとりある人生を！

国民年金基金は、国民年金（基礎年金）に上乗せして受給できる公的な年金制度です。**10月20日(木)**までのお申込みで、令和4年分の確定申告に間に合い、所得税および住民税を軽減できます。是非この機会に基金の加入をご検討ください。

【公的な個人年金ならではの5つのメリット】

①終身年金が基本 ②年金額が確定、掛金額も一定（運用結果で年金額が下がるリスクはありません）

③税制上の優遇（掛金は全額社会保険控除の対象）

④万が一のときは家族に一時金 ⑤自由なプラン設計

資料請求や関心をお持ちの方は商工会へお電話でお問い合わせください。

（担当：石塚）

最大 10,000 円おトク！！ 町在住・在勤者のみの限定宿泊プラン

多可町では、エーデルささゆりで1泊2日の贅沢なひと時を過ごす「森の恵プラン」の参加者を募集中です。多可町在住の方に加えて在勤の方もご利用できるようになりました。

【対象】多可町在住の方又は在勤の方

【内容】エーデルささゆりでの宿泊（1泊2日食事付）

多可町産ヒノキを使った「イスづくり体験」

疲れた体をリフレッシュ!「クアオルト健康ウォーキング」

【参加費】通常 22,000 円(税込)⇒最大 10,000 円助成

⇒さらに、多可町内の指定店で利用できる1,500円分クーポン付

【お問合せ先】エーデルささゆり（TEL：37-1200）

=シリーズSDGs③= 女性のアイデアで新たな価値創造

足立織物(株)（中区安楽田・繊維製品製造業）

は、会社ロゴマーク変更のきっかけにオリジナルのクリアファイルを作りたいと考えられ、せっかくなら環境に

やさしいものをと、プラスチックではなく紙製ファイルを

作成されました。他にも社屋に太陽光パネルを設置したり、電灯

を全てLEDに変更するなどの取り組みを始められています。

また、以前から防災毛布について、再メンテナンスが必要なものを洗浄し再パック（リパック）するサービスにも取り組まれています。

そして、不要になった毛布の商品化を目指す「アップサイクル」（捨てられる物に新たな価値を付加する）にも取り組もうと、リフォームした事務所に置くクッションを制作するなど、女性従業員でアイデアを出し合われています。このような積極的な活動は女性中心に取り組まれており、女性が働きやすい環境づくりも率先して行われています。

※SDGsの取り組みを紹介しています。掲載希望ありましたら、ご連絡ください。（担当：本庄）

＝＝＝＝＝＝＝＝

＝＝＝＝＝＝＝＝

＝＝＝＝＝＝＝＝

商工会公式 LINE にぜひご登録ください！

補助金や経営に役立つ情報をいち早く届けます！

まだの方は、ID 又は QR コードからご登録ください。

多可町商工会登録 ID：@502wkgmb



商工会は町内での買い物を推奨しています。

各種お問合せ ☎679-1134 多可郡多可町中区茂利 20

TEL：0795-32-2161 FAX：0795-32-1699

E-mail：shokokai@taka-cho.jp

【事務局長】後藤

【経営支援課】本庄・宮内・横畑・松本・杉本

【業務推進課】松田・金高・西尾・石塚・大椿